2024年度
第5回業務委員会
資料№1

2025/1/17

2025年度事業計画案（業務関連）

１．ガス事業法遵守に向けたフォローアップ

（１）ガス事業法における手続等の周知・徹底

- 今年度内に発刊する「Ｑ＆Ａ（業務編）」及び昨年度発刊した「申請書・届出書記載例（業務編）」を使用した講習会の実施、事業者からの問い合わせ対応し、合わせて、利用者の意見・感想を収集し改定版の作成を検討する。
- ガス事業法令集は常備・携行するには、重厚すぎる書籍になっている。またコミュニティーガス事業に関係しない法令・条文も多い。コミュニティーガス事業に特化した法令集（業務編）の編纂・刊行を検討する。

（２）経過措置料金規制団地への継続的な対応支援

- 令和８年度の標準係数改定に向け、準備資料を収集・作成し、当局との協議に入る。
- 前準備として、スマートメーターの普及、コンビニ払い等支払い手段の多様化、郵送料の値上げ等、コミュティーガス事業を取り巻く業務内容・諸費用が劇的に変化している。料金制度検討WG開催し、標準係数への反映要否を検討する。

２．ＣＮ時代に向けたコミュニティーガスの在り方に関係する情報の収集及び紹介

- グリーンＬＰガス、水素混焼等の脱炭素・低炭素化に関する調査・研究事例及び省エネルギーに資する配送効率化等の取組み事例の収集を継続する。
- コミュニティーガス団地における省エネ活動を、地域や事業者のカーボンオフセットに利用する方策があるか調査する。

３．経営基盤の強化

（１）コミュニティーガスの認知度向上

① 需要家に対するコミュニティーガス認知度向上施策継続

- 「認知度向上ポスター（仮題：グリーンＬＰガスへの様々な取組み）」を企画し、作成・発行する。（「災害に強い」「脱炭素に有効」は既に作成発行済。）

② 液石専業事業者に対するガス事業法のコミュニティーガス事業に関する情報提供

- Ｑ＆Ａ（業務編）冒頭の【序章】を利用し、液石専業事業者にも理解して頂く方策を検討・実施する。（全Ｌ協と相談。）

③ 住宅建築関係団体との需要開発に資する情報交換継続

- 日団協あるいはコラボを通じて住宅建築関係団体との交流機会は増加している。これからも自然災害に強く、被災時の避難生活における主要なエネルギーであり、回復も早い、ＬＰガスのコミュニティーガス事業の活用を提案する。

（２）コミュニティーガスの需要促進

① 建替・リフォーム時のガス需要確保と機器販売促進等のための情報収集・発信

- ＬＰガス業界におけるＣＮトランジション期間の主要テーマは、「省エネ」と「燃転」になっている。ＬＰガス事業者は、ＬＰガス需要の減少を覚悟して、需要家に省エネの必要を説明し、高効率機器の利用を薦めることになる。一方でCO_2排出量の多い「灯油・Ａ重油」機器からＬＰガス機器への転換を進めることで、CO_2 排出量の削減を行うとともに、ＬＰガス需要の維持・向上を図ることとなる。

- 高効率機器としては、エコジョーズ・ハイブリッド給湯器、エネファームが挙げられる。コラボでは日本ガス石油機器工業会と協力して、環境省のデコ活の活用も視野に入れ、主に既設集合住宅におけるエコジョーズ普及のため、ドレン水の雨水処理を認めていない自治体が雨水処理を認めるための活動を行っており、全自治体で雨水処理が認められるよう活動を継続する。
- また燃転活動では、コミュニティーガスの場合、家庭用需要が大部分を占めるため、ファンヒーター等の灯油機器をＬＰガス機器に置き換える下取りセール等が有効と思われ、これに資する方策を検討する。

（全Ｌで既に対応済みと思われるが、要確認。）

② 会員事業者による顧客接点強化活動の推進支援

- 既に作成済みのパンフレット等は支部の要請に応じ増刷する。

③ 新たな普及促進につながる情報提供

- 資源エネルギー庁の制度設計専門会合、ガス事業制度検討WG、あるいは日団協・コラボの諸会議等で入手した情報で、会員事業者に資すると思われるものについては、協会ＨＰや業務委員会を通じて提供する。

以　上

2024年度
第5回業務委員会
資料№2-1

事　務　連　絡
令和６年１１月２９日

各都道府県ＬＰガス料金支援等担当課　御中

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室

地方創生臨時交付金を活用したＬＰガス料金支援継続のお願い

日頃より資源エネルギー行政に御理解・御協力をいただきありがとうございます。
また、各地方公共団体におかれましては、地域の実情に応じたエネルギー価格の高騰に対する支援として、ＬＰガス（コミュニティーガス（旧簡易ガス）を含む、以下同じ。）の料金支援等を講じていただいており、その点につきましても重ねて御礼申し上げます。

この度、重点支援地方交付金の追加を含む国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策が閣議決定され、引き続き、地域の実情に応じて、困難な状況にある者をしっかり支えるとの観点から、ＬＰガス使用世帯への給付等の支援やＬＰガスを使用する中小企業への支援などの取組を継続していくこととされました。
これを踏まえ、各地方公共団体におかれましては、地域のエネルギーとして重要なＬＰガスの料金支援を継続し、重点的・効果的な負担軽減対策を講じることを御検討いただきますようお願いします。これからの厳冬期にＬＰガスの需要が大幅に増加する地域においては、年内に事業を開始する必要も生じると考えます。そのため、できるだけ早期の事業化をお願いします。今回、地方公共団体の令和６年度予算に計上され、実施される事業又は地方公共団体の令和６年度予算に計上された予備費により実施される事業においても重点支援地方交付金の対象とする見込みです。また、今年の夏に物価高騰の影響を強く受けたＬＰガスを使用する世帯等に対する支援も可能とする見込みです。
このようなお願いをするにあたり、一部地方公共団体で既に講じられたＬＰガス料金支援の優良な活用事例をまとめましたので、ご参照いただければ幸いです。

各都道府県におかれましては、関係部局及び都道府県内の各市区町村に対してもこの旨周知いただきますようよろしくお願いします。

【添付資料】
（別添１）令和６年 11 月 29 日付け内閣府地方創生推進室事務連絡抜粋
（別添２）地方創生臨時交付金を活用したＬＰガスに特化した支援事例
（別添３）地方創生臨時交付金を活用したＬＰガス料金対策

（照会先）
経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室
ＬＰガス担当　目黒、中川
直通　０３－３５０１－１３２０

別添1

事　務　連　絡
令和６年 12 月 17 日

各都道府県
　財政担当課
　市町村担当課　　御中
　地方創生担当課

内　閣　府　地　方　創　生　推　進　室
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
内閣官房令和５年経済対策給付金等事業企画室

令和６年度補正予算の成立を踏まえた「重点支援地方交付金」の取扱い等について

重点支援地方交付金については、「「重点支援地方交付金」の追加について」（令和６年 11 月 22 日付け事務連絡）においてお知らせしたとおり、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策（以下「経済対策」という。）」（令和６年 11 月 22 日閣議決定）に、①低所得世帯支援枠について給付金の支援を行うとともに、②物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を追加する旨が盛り込まれ、本日、重点支援地方交付金１兆 908 億円（低所得世帯支援枠：4,908 億円、推奨事業メニュー分：6,000 億円。この他、「給付金・定額減税一体措置（令和５年度経済対策）」に基づく給付金に係る予算 6,443 億円を措置。）が計上された令和６年度補正予算が成立しました。

これを踏まえ、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（以下「制度要綱」という。）を改正し、重点支援地方交付金の取扱いについて下記のとおり定めるとともに、地方公共団体職員向けのＱ＆Ａを作成しましたので、お知らせします。

つきましては、今般の経済対策において対策の早期執行が挙げられた趣旨を十分ご理解いただき、重点支援地方交付金を活用した支援について、可能な限り早期の予算化に向けた検討を引き続き進めていただくとともに、執行にあたっては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されるようお願いします。

各都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願いします。

記

１．重点支援地方交付金の取扱いについて

これまで、重点支援地方交付金については、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細かに必要な事業を実施する取組を支援してきたところです。

各地方公共団体におかれましては、本交付金の趣旨を十分に踏まえ、都道府県・市町村

で連携を図りながら、重点支援地方交付金を有効に活用し、事業の効果的な実施に取り組むようお願いします。

２．重点支援地方交付金の対象について

（１）交付対象事業

１）基本的考え方

重点支援地方交付金の交付対象事業の基本的な考え方は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者（以下「生活者等」という。）の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業とします。（地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた価格転嫁の円滑化のための事業、地方公共団体における水道料金の減免も可能です。）

具体的には、以下の①から⑧までに掲げる地方単独事業を推奨事業メニューとしてお示ししています。エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対する支援として、地域の実情に応じ、きめ細かな取組をご検討ください。

なお、ここで「事業者」とは、何らかの業を営む個人又は法人等（法人形態は問わない。）をいうものとします。民間団体のみならず公的団体も対象となります。

【推奨事業メニュー】

＜生活者支援＞

①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援

低所得世帯を対象とした、電力・ガス（LP ガスを含む）や灯油をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援

②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※　低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

③消費下支え等を通じた生活者支援

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組や LP ガス・灯油使用世帯への給付などの支援

※　物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。

④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

＜事業者支援＞

⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対

重点支援地方交付金の追加

令和6年度補正予算

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を「低所得世帯支援枠」及び「推奨事業メニュー」実施のため追加する。

○ 予算額 ：１．１兆円（うち ①低所得世帯支援枠 ０．５兆円、②推奨事業メニュー ０．６兆円）

※ この他、「給付金・定額減税一体措置（令和5年度経済対策）」に基づく給付金（0.6兆円）を措置。

○ 対象事業：① （低所得世帯支援枠）物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業。

② （推奨事業メニュー）エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。

推奨事業メニュー	
（生活者支援） ①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援 ②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 ③消費下支え等を通じた生活者支援 ④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	（事業者支援） ⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 ⑥農林水産業における物価高騰対策支援 ⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援 ⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

○ 算定方法：①（低所得世帯支援枠）住民税非課税世帯１世帯あたり３万円を基礎として算定（市町村）
住民税非課税世帯のうち、子育て世帯は子ども１人あたり２万円を加算

②（推奨事業メニュー）人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定（都道府県、市町村）

重点支援地方交付金

追加額１．１兆円（Ⅰ及びⅡの合計）

令和6年度補正予算

Ⅰ.低所得世帯支援枠（0．5兆円）

・ 低所得世帯の食料品やエネルギー関係等の消費支出に対する物価高の影響のうち賃上げや年金物価スライド等で賄いきれない部分を概ねカバーできる水準として、住民税非課税世帯一世帯当たり3万円を目安として給付。
・ 住民税非課税世帯のうち、子育て世帯については世帯人数が多いことを考慮して、子ども一人当たり2万円を加算措置。

Ⅱ.推奨事業メニュー（0．6兆円）

生活者支援

① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援

低所得世帯を対象とした、電力・ガス（LPガスを含む）や灯油をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援

※ 住民税非課税世帯に対しては上記Ⅰによる支援を行う。

② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

③ 消費下支え等を通じた生活者支援

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に 対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス・灯油使用世帯への給付などの支援

※ 物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。

④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援（特別高圧で受電する施設への支援を含む）

⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援

配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電（ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む）、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援

⑧ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた価格転嫁の円滑化のための活用も可能。また、地方公共団体における水道料金の減免にも活用可能。

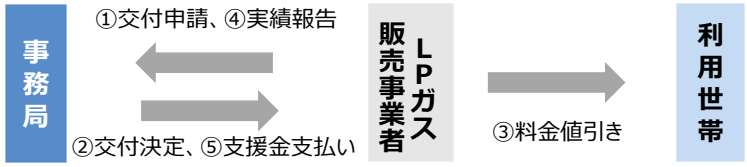
地方創生臨時交付金を活用したLPガスに特化した支援事例

別添２

地方公共団体が実施するLPガス料金対策

栃木県

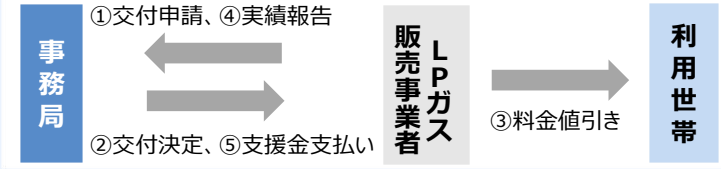
- **支援対象：**LPガス消費者
- **支援方法：**LPガス料金上昇の影響を受ける県内一般家庭等の負担軽減策として、LPガス販売事業者を通じて使用料金の値引きを行い、利用世帯を支援
- **予算規模：**約9億円
- **支援期間：**令和6年3月（又は4月）



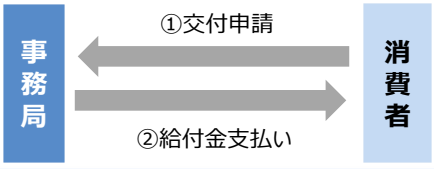
島根県

- **支援対象：**LPガス消費者
- **支援方法：**国が直接行う都市ガス等の価格高騰対策に含まれていないLPガスの消費者に対し、LPガスの利用料金の一部を支援
- **予算規模：**約6.1億円
- **支援期間：**令和5年10月～令和6年4月

●定額支援



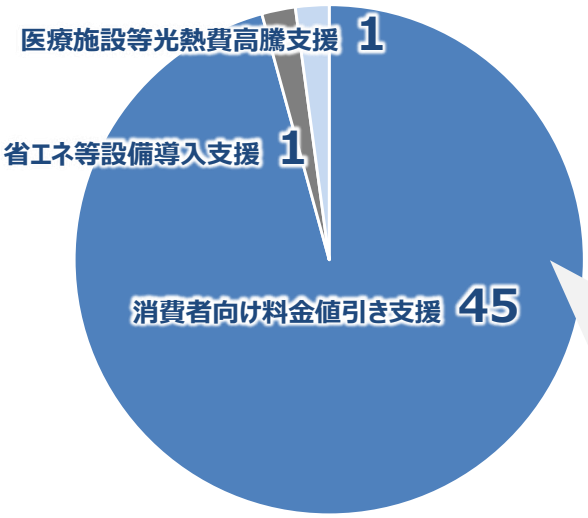
●従量支援（７ヵ月合計使用量200㎥以上）



地方創生臨時交付金を活用したLPガス料金対策

別添３

- 令和5年11月2日、**臨時交付金5000億円を積み増し**。その際、**LPガス利用世帯が多い地域に重点的に配分**。
- 積み増しを受けて、**全ての都道府県でLPガス支援を含むエネルギー対策の実施が決定**し、**うち45の都道府県で消費者向け支援を実施**。



都道府県におけるLPガス料金対策

北海道（契約当たり2,000円）
青森（契約当たり2,000円）
岩手（契約当たり2,000円）
宮城（契約当たり2,400円）
秋田（月1,000円×5か月）
山形（契約当たり2,000円）
福島（月1,000円×2か月））
茨城（医療施設等光熱費高騰支援）
栃木（契約当たり1,650円）
群馬（契約当たり1,500円）
埼玉（契約当たり2,300円）
千葉（契約当たり1,200円）
東京（契約当たり3,000円）
神奈川（契約当たり2,280円）
新潟　（契約当たり500円）
山梨（省エネ設備等導入支援）
長野（契約当た1,200円）
静岡（契約当たり2,100円）
富山（契約当たり1,000円）
石川（契約当たり1,000円）
岐阜（契約当たり4,000円）
愛知（契約当たり1,000円）
三重（月1,000円×3か月）
福井（月900円×3か月）
滋賀（月1,200円×2か月）
京都（契約当たり1,500円）
大阪（契約当たり3,000円）
兵庫（契約当たり1,500円）
奈良（契約当たり2,800円）
和歌山（月1,000円×6か月）
鳥取（契約当たり1,500円）
島根（契約当たり2,000円）
岡山（月1,000円×2か月）
広島（契約当たり4,880円）
山口（月1,000円×2か月）
徳島（月1,000円×2か月）
香川（契約当たり1,500円）
愛媛（月500円×4か月）
高知（月800円×2か月）
福岡（契約当たり1,400円）
佐賀（契約当たり2,000円）
長崎（契約当たり2,000円）
熊本（契約当たり4,000円）
大分（契約当たり1,500円）
宮崎（契約当たり2,000円）
鹿児島（契約当たり1,350円）
沖縄（契約当たり1,350円）

※4月12日時点　資源エネルギー庁調べ

地方創生交付金（補正予算）を活用したLPガス料金対策

2025/1/16

都道府県	追加予算		名称	対象	対象期間	補助額（税抜き）	備考
	決定	検討中					
北海道							
青森県	○		LPガス料金負担軽減生活者緊急支援事業(第3弾)	家庭用	2025/2～3	1回で2,000円	
岩手県							
宮城県	○		ＬＰガス料金負担軽減支援事業	家庭用	2025/2～3	最大1,600円	
秋田県							
山形県							
福島県	○		ＬＰガス料金高騰対策事業	家庭用・業務用	2024/12	最大1,000円	
茨城県							
栃木県	○		第四次栃木県LPガス料金激変緩和対策事業	家庭用	2024/12又は2025/1	上限700円	
群馬県							
埼玉県							
千葉県							
東京都	○		ＬＰガス価格高騰緊急対策事業	家庭用・業務用	2024/10～2025/3	世帯等あたり最大3,000円	11月～4月検針分
神奈川県							
新潟県							
長野県	○		ＬＰガス価格高騰対策事業	家庭用・業務用	2024/11～12	最大1,200円	
山梨県							
静岡県							
愛知県							
岐阜県	○		ＬＰガス価格高騰対策事業	一般消費者	2025/2（3月検針分）	1契約につき1,500円	
三重県							
富山県		○	ＬＰガス料金負担軽減支援事業	一般消費者	2025/1～3	１契約当たり1,600円	
石川県							
福井県	○		ＬＰガス給付金給付事業	家庭用・業務用	2024/11検針分	上限1,500円 （10万円以上は15,000円）	
大阪府							
兵庫県	○		ＬＰガス販売事業者を通じた利用者負担軽減事業(第三期)	家庭用	2024/11検針分	650円	
滋賀県		○	ＬＰガス料金負担軽減支援事業		2025/4･5検針分	1,200円/月	
京都府	○		ＬＰガス価格高騰対策支援金	家庭･企業用	2025/1	上限1,000円	１月に案内
奈良県							
和歌山県	○		LPガス利用家庭等への支援について（第4期延長）	一般家庭等	2025/1検針分 (現状から1カ月延長)	最大1,000円	※工業利用、質量販売、 国又は地方公共団体は除く
鳥取県							
島根県	○			家庭用・業務用	2025/1～3	一律1,200円、75㎥超は16円/㎥	
岡山県	○		ＬＰガス料金高騰対策支援事業	家庭用・業務用	2025/2～3	１か月あたり800円	
広島県	○		LPガス料金高騰対策支援事業【第3期】	家庭用・業務用	2025/2･3検針分	最大1,170円	
山口県	○		ＬＰガス料金上昇負担軽減事業	家庭用・業務用	2025/2検針分	1,500円	
徳島県	○		ＬＰガス料金負担軽減支援事業(第3弾)	家庭用・業務用	2025/2～3	１か月あたり1,000円	
香川県							
愛媛県		○	ＬＰガス料金高騰緊急対策支援事業	家庭用・業務用	2024/8～10，2025/1～3	2,000円	
高知県	○		ＬＰガス料金高騰対策支援事業	家庭用・業務用	2025/2～3	１か月あたり650円	
福岡県							
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県	○		ＬＰガス価格激変緩和対策事業	家庭用・業務用	2025/2検針分	上限1,600円	
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県							
	18	3					

経済産業省

2024年度
第5回業務委員会
資料№2-2

令和６年度補正予算案の事業概要
（PR資料）

令和６年１２月

電気・ガス料金負担軽減支援事業

令和６年度補正予算案額 3,194億円

資源エネルギー庁　電力・ガス事業部
電力産業・市場室　ガス市場整備室

事業の内容

事業目的

物価高により厳しい状況にある生活者を支援するため、家庭の電力使用量の最も大きい時期である１月から３月の冬期の電気・ガス代を支援することを目的とする。

事業概要

電気・ガス料金の負担軽減を図るため、以下の取組を行う。

（１）電気料金値引き原資の支援

国が指定する値引き単価(※)により需要家の使用量に応じた電気料金の値引きを行った小売電気事業者等に対して、その値引き原資を支援。

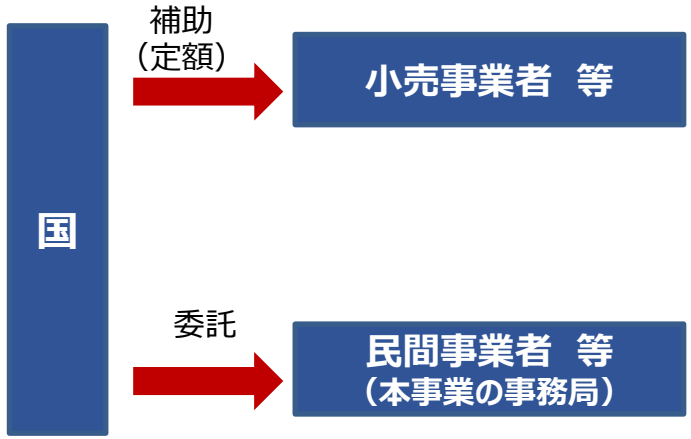
（２）都市ガス料金値引き原資の支援

国が指定する値引き単価(※)により需要家の使用量に応じた都市ガス料金の値引きを行ったガス小売事業者等に対して、その値引き原資を支援。

※国が指定する値引き単価

	１月使用分	２月使用分	３月使用分
電気（低圧契約）	2.5円/kWh	2.5円/kWh	1.3円/kWh
電気（高圧契約）	1.3円/kWh	1.3円/kWh	0.7円/kWh
都市ガス	10.0円/㎥	10.0円/㎥	5.0円/㎥

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

令和７年１月、２月、３月の使用分について、電気・ガス料金の補助を行い、家計・企業等の負担を軽減することを目指す。

高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金

令和６年度補正予算案額 580億円

資源エネルギー庁　省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課、水素・アンモニア課

事業目的・概要

事業目的

本事業は、家庭で最大のエネルギー消費源である給湯分野について、ヒートポンプ給湯機や家庭用燃料電池等の高効率給湯器の導入支援を行い、その普及を拡大することにより、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする。

また、家庭部門への高効率給湯器の導入を加速することにより、温室効果ガスの排出削減と我が国の産業競争力強化を共に実現する。

事業概要

消費者等に対し、家庭でのエネルギー消費量を削減するために必要な高効率給湯器（ヒートポンプ給湯機、ハイブリッド給湯機、家庭用燃料電池）の導入に係る費用を補助する。

特に、昼間の余剰再エネ電気を活用できる機種等については補助額の上乗せを行うとともに、高効率給湯器導入にあわせて寒冷地の高額な電気代の要因となっている蓄熱暖房機等の設備を撤去する場合には、加算措置を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



※ 機器・性能毎に一定額を補助。

成果目標・事業期間

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける家庭部門の省エネ対策（1,200万kl）中、家庭部門への高効率給湯器の導入を促進し、本事業による効果も含めて、省エネ量264.9万klの達成を目指す。

既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業

令和６年度補正予算案額 50億円

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業の内容

事業目的

設置スペース等の都合から、ヒートポンプ給湯機等の導入が難しい既存賃貸集合住宅向けに、小型の省エネ型給湯器（エコジョーズ等）の導入を促進することにより、第６次エネルギー基本計画における家庭部門の計画省エネ量の達成に向けた取組を加速させるとともに、エネルギーコストの上昇に強い社会の構築につなげることを目的とする。

事業概要

既存賃貸集合住宅における小型の省エネ型給湯器（エコジョーズ等）の導入に係る費用を補助（定額）する。

また、業界団体やメーカー等と連携して全国のオーナー・消費者向けに給湯器を省エネ型に変えることの重要性を周知・広報し、省エネ型給湯器への更新を促す。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



※機能毎に一定額を補助

成果目標・事業期間

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける家庭部門の省エネ対策（1,200万kl）中、家庭部門への小型の省エネ型給湯器（エコジョーズ等）の導入を促進し、本事業による効果も含めて、省エネ量264.9万klの達成を目指す。

災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

令和６年度補正予算案額 21億円

資源エネルギー庁資源・燃料部
燃料流通政策室

事業の内容

事業目的

災害時において、道路等が寸断した場合に、LPガス充填所やサービスステーションなどの供給側の強靱化だけでは燃料供給が滞る可能性があることから、需要家側においても自家発電設備等を稼働させるため、自衛的な燃料備蓄体制を構築し、災害時における施設機能の継続を目的とする。

事業概要

避難所や避難困難者が多数生じる施設等に設置するLPガスタンク、石油タンク等を導入する者に対し、LPガスタンク等の購入や設置工事費に要する経費の一部を補助する。

補助率：１／２以内（中小企業に対しては２／３以内）

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

多数の避難者が発生する避難所等への設備導入の促進を通じて、社会的重要インフラにLPガス・石油製品の「自衛的備蓄」を促し、災害対応能力の強化を目指す。

令和6年度補正予算案・令和7年度当初予算案のポイント
（LPガス関連）

令和６年１２月
資源エネルギー庁
燃料流通政策室

令和6年度補正＋令和7年度当初　225.7億円（補正21.0億円＋当初204.7億円）
（329.4億円（補正97.0億円＋当初232.4億円））

（注）　（ ）内は令和5年度補正予算＋令和6年度当初予算、四捨五入により合計金額とずれあり

Ⅰ．災害対応能力等の強化　43.2億円（36.1億円）

災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金（LPガス＋石油タンク分）
40.6億円（補正21.0億円＋当初19.6億円）（36.1億円(補正20.0億円＋当初16.1億円)）
※事業全体は「58.1億円（60.1億円）」

Ⅱ．LPガスに係る取引適正化、流通合理化の推進　8.0億円（8.0億円）

石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費　8.0億円（8.0億円）

- ・構造改善推進事業　5.9億円（5.9億円）
- ・石油ガス地域防災対応体制検討事業　等　1.5億円（2.1億円）
- ・取引適正化調査　0.6億円（新規）

Ⅲ．LPガス備蓄体制の強化　177.1億円（208.8億円）

（１）緊急時放出に備えた国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理委託費　95.0億円（95.0億円）
（２）国有資産等所在地市町村交付金　等　20.2億円（20.9億円）
（３）国庫債務整理基金特別会計へ繰入　62.0億円（92.9億円）

主な減額要因は、小売価格低減に資する配送合理化・設備導入事業の終了、災害時に備えた燃料備蓄の推進事業の増加、国家備蓄基地の建設に係る借入金返済費用の減少によるもの

災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

令和7年度予算案額 37億円（40億円）

資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室
資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課

事業の内容

事業目的

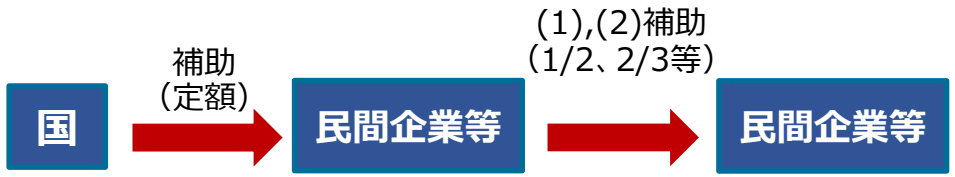
災害時において、道路等が寸断した場合に、LPガス充填所やサガソリンスタンドなどの供給側の強靱化だけでは燃料供給が滞る可能性があることから、需要家側においても自家発電設備等を稼働させるため、自衛的な燃料備蓄体制を構築し、災害時における施設機能の継続を目的とする。

事業概要

（１）避難所や避難困難者が多数生じる施設等に設置するLPガスタンク、石油タンク等を導入する者に対し、LPガスタンク等の購入や設置工事費に要する経費の一部を補助する。

（２）避難所や病院等、災害時において特に重要な拠点となる施設にLPガスタンク、石油タンク、自家用発電設備等を導入する自治体に対し、タンクの購入や設置工事及び施設改修等に要する経費の一部を補助する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

多数の避難者が発生する避難所等への設備導入の促進を通じて、社会的重要インフラにLPガス・石油製品の「自衛的備蓄」を促し、災害対応能力の強化を目指す。

石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費

令和7年度予算案額 8.0億円（8.0億円）

資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室

事業の内容

事業目的

（１）販売事業者指導支援事業

ＬＰガスの取引適正化を図るため、各都道府県の民間企業等が行う消費者相談に対する支援を行う。

（２）地域防災対応体制整備支援事業

災害時におけるＬＰガスの安定供給確保のため、中核充填所の新設・機能拡充やオートガススタンドの機材更新、防災訓練に係る取組を支援する。

（３）構造改善推進事業

ＬＰガス販売事業者の人手不足解消や業務効率化に資する、遠隔でのガス栓の開閉や遠隔検針が可能な設備導入に対する支援を行う。

（４）取引適正化調査

令和６年４月の液石規則改正を踏まえたLPガスの販売事業に係る取引適正化の実効性確保ののための調査を行う。

事業概要

（１）販売事業者指導支援事業を実施する者に対する補助

①補助対象者：都道府県等の民間企業等

②補助率：3/4

（２）地域防災対応体制整備支援事業を実施する者に対する補助

①補助対象者：都道府県等の民間企業等

②補助率：10/10、2/3、1/2

（３）構造改善推進事業を実施する者に対する補助

①補助対象者：民間企業等

②補助率：補助対象経費の1/2

（４）取引適正化調査

①委託：民間団体等への委託

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（１）販売事業者指導支援事業

国 → 補助（3/4） → 民間団体等

（２）LPガス地域防災対応整備支援事業

国 → 補助（10/10、2/3、1/2） → 民間団体等

（３）構造改善推進事業

国 → 補助（定額） → 民間団体等 → 補助（1/2） → LPガス事業者等

（４）取引適正化調査

国 → 委託 → 民間団体等

成果目標

消費者トラブルの相談件数を3%削減、5以上の中核充填所の新設等、全国9ブロックでの着実な防災訓練の実施、構造改善に資する設備を20万世帯以上に導入することを目指す。

2024年度
第5回業務委員会
資料№3

経過措置指定団地の2024年12月解除及び2025年3月並びに2025年6月解除予定

2025年1月17日

▲は、生産動態統計で旧簡易ガスに区分された旧一般ガスの

（一社）日本コミュニティーガス協会

	2017年3月31日			2017年4月～2023年6月	2024年12月1日	2024年12月1日見込（2024年10月生産動態統計BASE）			2025年3月1日	2025年3月1日見込（2024年10月生産動態統計BASE）			2025年6月1日	2025年6月1日見込（2024年10月生産動態統計BASE）		
	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	供給地点群数の増減	解除	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	解除予定	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	解除予定	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計
北海道 ▲4	*1* 333 5.9%	*2.9%* 10 0.6%	343 4.6%	−4 2.1%	*0* *0* 0 0.0%	*1* 338 5.3%	*0.3%* 1 0.1%	339 4.7%	*0* *1* 0 0.0%	*0* 338 5.2%	*0.3%* 1 0.1%	339 4.7%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 338 5.2%	*0.3%* 1 0.1%	339 4.7%
東北 ▲1	*88* 542 9.6%	*13.3%* 83 4.8%	625 8.5%	−33 17.5%	*0* *0* 0 0.0%	*1* 572 8.9%	*3.4%* 20 2.7%	592 8.2%	*1* *1* 2 8.3%	*1* 574 8.9%	*3.0%* 18 2.5%	592 8.2%	*0* *0* 0 0.0%	*1* 574 8.9%	*3.0%* 18 2.5%	592 8.2%
関東 ▲7	*266* 1,385 24.5%	*34.3%* 722 41.8%	2,107 28.6%	−90 47.6%	*1* *0* 1 50.0%	*42* 1,598 24.8%	*20.8%* 419 55.6%	2,017 28.0%	*9* *13* 9 37.5%	*38* 1,607 24.9%	*20.3%* 410 56.2%	2,017 28.0%	*0* *1* 0 0.0%	*37* 1,607 24.8%	*20.3%* 410 56.9%	2,017 28.0%
中部	*124* 469 8.3%	*28.7%* 189 10.9%	658 8.9%	−2 1.1%	*0* *2* 0 0.0%	*17* 569 8.8%	*13.3%* 87 11.6%	656 9.1%	*5* *4* 7 29.2%	*18* 576 8.9%	*12.2%* 80 11.0%	656 9.1%	*0* *0* 0 0.0%	*18* 576 8.9%	*12.2%* 80 11.1%	656 9.1%
北陸	*10* 292 5.2%	*0.0%* 0 0.0%	292 4.0%	−22 11.6%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 270 4.2%	*0.0%* 0 0.0%	270 3.8%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 270 4.2%	*0.0%* 0 0.0%	270 3.8%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 270 4.2%	*0.0%* 0 0.0%	270 3.8%
近畿	*123* 680 12.0%	*33.3%* 339 19.6%	1,019 13.8%	−50 26.5%	*0* *0* 0 0.0%	*13* 823 12.8%	*15.1%* 146 19.4%	969 13.5%	*1* *2* 2 8.3%	*12* 825 12.8%	*14.9%* 144 19.8%	969 13.5%	*0* *2* 6 75.0%	*10* 831 12.8%	*14.2%* 138 19.1%	969 13.5%
中国	*86* 549 9.7%	*13.1%* 83 4.8%	632 8.6%	−42 22.2%	*0* *2* 0 0.0%	*2* 575 8.9%	*2.5%* 15 2.0%	590 8.2%	*0* *0* 0 0.0%	*2* 575 8.9%	*2.5%* 15 2.1%	590 8.2%	*0* *0* 0 0.0%	*2* 575 8.9%	*2.5%* 15 2.1%	590 8.2%
四国	*50* 291 5.1%	*17.6%* 62 3.6%	353 4.8%	4 −2.1%	*0* *0* 1 50.0%	*0* 341 5.3%	*4.5%* 16 2.1%	357 5.0%	*2* *1* 3 12.5%	*1* 344 5.3%	*3.6%* 13 1.8%	357 5.0%	*0* *0* 0 0.0%	*1* 344 5.3%	*3.6%* 13 1.8%	357 5.0%
九州	*166* 931 16.5%	*20.4%* 238 13.8%	1,169 15.8%	16 −8.5%	*0* *0* 0 0.0%	*10* 1,137 17.7%	*4.1%* 48 6.4%	1,185 16.5%	*0* *5* 1 4.2%	*5* 1,138 17.6%	*4.0%* 47 6.4%	1,185 16.5%	*1* *3* 2 25.0%	*3* 1,140 17.6%	*3.8%* 45 6.2%	1,185 16.5%
沖縄	*1* 181 3.2%	*0.5%* 1 0.1%	182 2.5%	34 −18.0%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 215 3.3%	*0.5%* 1 0.1%	216 3.0%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 215 3.3%	*0.5%* 1 0.1%	216 3.0%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 215 3.3%	*0.5%* 1 0.1%	216 3.0%
全国 計 ▲12	*915* 5,653 100.0%	*23.4%* 1,727 100.0%	減少率= 7,380 100.0%	−2.6%> −189 100.0%	*1* *4* 2 100.0%	*86* 6,438 100.0%	*10.5%* 753 100.0%	7,191 100.0%	*18* *27* 24 100.0%	*77* 6,462 100.0%	*10.1%* 729 100.0%	7,191 100.0%	*1* *6* 8 100.0%	*72* 6,470 100.0%	*10.0%* 721 100.0%	7,191 100.0%

＊ *斜体の数字*は自由化団地の内、シェア50%超の団地数

＊＊下段のパーセンテージは全国計に占める割合

（注）廃止された旧簡易ガス団地数及び指定団地・自由化団地の内訳は把握していない。

***赤数字*は特別な事後監視解除数（見込）**

***赤数字*は特別な事後監視解除数（見込）**

【出典：生産動態統計 ほか】

News Release

電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

令 和 ６ 年 １ ２ 月 ６ 日
電 力 ・ ガ ス 取 引 監 視 等 委 員 会

株式会社ストエネに対する業務改善勧告を行いました

電力・ガス取引監視等委員会（以下「当委員会」といいます。）は、株式会社ストエネに対して、ガス事業法第178条第1項の規定に基づく業務改善勧告を行いました。

1．業務改善勧告の実施

今般、ガス小売事業者である株式会社ストエネ（以下「ストエネ」といいます。なお、ストエネは、昨年11月に商号を「株式会社グランデータ」から「株式会社ストエネ」に変更しました。）が、自社又は自社の媒介業者等の営業活動を通じて獲得したガスの需要家（需要場所において新たにガスの使用開始に係る開栓作業を行うことを要する需要家に限る。）に対して、一時的に他のガス小売事業者との間でガスの契約を締結し、当該他のガス小売事業者においてガスの使用開始に係る開栓作業を行うことを促した上で、当該需要家と当該他のガス小売事業者との間でガスの契約が締結され、当該他のガス小売事業者において開栓作業が行われてから一定期間後に、改めて需要家からの契約申込みを受けることなく、当該他のガス小売事業者から自社にガスの小売供給契約の切替えを行っていた事例が確認されました（このような一連の行為に基づきガスの契約の切替えを行うことを、以下「後追いスイッチング」といいます。）。

ガス小売事業者が後追いスイッチングを用いた営業活動を行うことで、結果的に、本来支出をすべきであった需要家のガスの使用開始に係る開栓作業に要する費用（他の事業者に対する開栓作業の委託に係る費用等）の負担を免れ、他のガス小売事業者に当該費用を負担させた上で不当に需要家を獲得することになるところ、後追いスイッチングには、ガス小売事業者間の公正な競争を阻害するおそれがあり、重大な問題があります。

ストエネは、需要家によるガスの小売供給契約の申込み日等を踏まえ、当該需要家のガスの使用開始の希望日までに自社のガスの使用開始に係る開栓作業等を完了することができなかった場合に限らず、これを完了することができた場合においても、後追いスイッチングを行っており、令和3年9月頃から令和6年6月15日までの間、10万6，603件の後追いスイッチングを行っていたことが確認されました（ストエネが自社又は自社の媒介業者等が後追いスイッチングに係る需要家の勧誘を行っていた時期は、令和3年9月頃から令和6年1月31日までの間でした。）。

これを踏まえ、当委員会は、ガスの適正な取引の確保を図るために、ストエネに対し、ガス事業法に基づく業務改善勧告を行いました。

2．業務改善勧告の内容（※詳細は「3．添付資料」を参照）

①今後、後追いスイッチングをすることがないよう、社内体制の改善など、必要な措

置を講じること。
②前記①に基づいて講じた措置について、自社の役員及び従業員並びに媒介業者等に周知すること。
③前記①及び②に基づいて講じた措置について、令和7年1月10日までに、当委員会に対し、文書で報告すること。

3. 添付資料

業務改善勧告の詳細について（株式会社ストエネ）

（本発表資料のお問合せ先）
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会 事務局
取引監視課長 下津
担当者：小松、古田、植野
電 話：03-3501-1552（直通）

（添付資料）

業務改善勧告の詳細について
（株式会社ストエネ）

第１　勧告の内容

１　株式会社ストエネ（以下「ストエネ」という。）は、今後、ガス小売事業の運営において、後記第２．１（２）アで定める後追いスイッチングをすることがないよう、社内体制の改善、自社のガスの小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「媒介業者等」という。）に対する指導・監督の改善等、必要な措置を講じること。

２　ストエネは、前記１に基づいて講じた措置の内容を、自社の役員及び従業員並びに媒介業者等に周知徹底すること。

３　ストエネは、前記１及び２に基づいて講じた措置について、令和７年１月１０日までに、当委員会に対し、文書で報告すること。

第２　勧告の理由

１　事実関係

⑴　前提となる事実

ストエネは、ガス事業法第２条第３項のガス小売事業者である。

⑵　勧告の対象となる事実

ア　ストエネは、令和３年９月頃から令和６年１月３１日までの間に自社又は媒介業者等の勧誘により獲得したガスの需要家（需要場所において新たにガスの使用開始に係る開栓作業を行うことを要する需要家に限る。）に対して、一時的に他のガス小売事業者との間でガスの小売供給契約を締結し、当該他のガス小売事業者においてガスの使用開始に係る開栓作業を行うことを促した上で、当該需要家と当該他のガス小売事業者との間でガスの小売供給契約が締結され、当該他のガス小売事業者において開栓作業が行われてから一定期間後に、改めて需要家からの契約申込みを受けることなく、当該他のガス小売事業者から自社にガスの小売供給契約の切替えを行っていた（これら一連の行為に基づきガスの小売供給契約の切替えを行うことを、以下「後追いスイッチング」という。）。

イ　ストエネは、令和３年９月頃から令和６年６月１５日までの間、１０万６，６０３件の後追いスイッチングを行った（前記アのとおり、スト

エネ又は媒介業者等が後追いスイッチングに係る需要家の勧誘を行っていた時期は、令和３年９月頃から令和６年１月３１日までの間であった。）。

ウ　なお、ストエネは、需要家によるガスの小売供給契約の申込み日等を踏まえ、当該需要家のガスの使用開始の希望日までに自社のガスの使用開始に係る開栓作業等（開栓作業に関連する手続を含む。以下同じ。）を完了することができなかった場合に限らず、これを完了することができた場合においても、後追いスイッチングを行っていた。

２　勧告の必要性

前記１（２）の事実（以下「本事案」という。）のとおり、令和３年９月頃から令和６年６月１５日までの間、後追いスイッチングを行っていたことが確認された。

ガス小売事業者が後追いスイッチングを用いた営業活動を行うことで、結果的に、本来支出をすべきであった需要家のガスの使用開始に係る開栓作業に要する費用（他の事業者に対する開栓作業の委託に係る費用等）の負担を免れ、他のガス小売事業者に当該費用を負担させた上で不当に需要家を獲得することになるところ、後追いスイッチングには、ガス小売事業者間の公正な競争を阻害するおそれがあり、重大な問題がある。

また、ストエネは、前記１（２）ウのとおり、需要家によるガスの小売供給契約の申込み日等を踏まえ、当該需要家のガスの使用開始の希望日までに、自社のガスの使用開始に係る開栓作業等を完了することができなかった場合に限らず、これを完了することができた場合においても、後追いスイッチングを行っていた事実が確認された。当該事実も踏まえると、後追いスイッチングを用いた営業活動自体に重大な問題があることは前記のとおりであるが、本事案においてストエネが行っていた後追いスイッチングは、著しく合理性を欠き、ガス小売事業者間の公正な競争を大きく阻害するものであることから、ガスの適正な取引の確保を図る観点から重大な問題がある。

なお、ストエネは、前記１．（２）アにおいて、需要家と他のガス小売事業者との間で一時的に小売供給契約が締結される前に、自社のガスの小売供給に係る料金その他の供給条件の説明及びこれについて記載した書面の交付等（電磁的方法での提供を含む。以下同じ。）を行っていた一方で、後追いスイッチングにおいて他のガス小売事業者から自社にガスの小売供給契約の切替えを行うときに、これら説明及び書面の交付等を行っていなかったことが確認された。これにより、需要家がガスの小売供給契約の相手方となるガス小売事業者を適切に把握することに支障を生じさせる可能性が

ある。この点は、ガス事業法第１４条第１項の規定に基づく供給条件の説明義務及び同条第２項の規定に基づく契約締結前交付書面の交付義務の観点から、問題があるおそれがある。

以上を踏まえ、ガスの適正な取引の確保を図るため、社内体制の改善等について適切な措置を講じるよう、前記第１に記載のとおり、ストエネに対し、勧告する必要がある。

以　上

News Release

電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

令 和 5 年 6 月 2 6 日
電 力 ・ ガ ス 取 引 監 視 等 委 員 会

株式会社グランデータに対する業務改善勧告を行いました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、電気事業法第66条の12第1項の規定に基づき、株式会社グランデータに対して業務改善勧告を行いました。

1. 概要

株式会社グランデータ（以下「グランデータ」といいます。）は、令和4年5月1日付けで電気の小売供給契約の変更（燃料費調整額の算出方法の変更など）を行った際、電磁的方法による書面交付を承諾した約23万件の需要家に対し、契約変更前に、携帯電話のショートメッセージサービス（以下「SMS」といいます。）などを使用する方法で契約の変更内容を通知しましたが、その通知内容は、契約の変更内容の説明として十分ではありませんでした。また、この変更について、約34万件の需要家に対し、電気事業法で交付が義務付けられている書面を交付していませんでした。

さらに、グランデータは、令和4年12月1日付けで電気の小売供給契約の変更（燃料費調整額の算出方法の再変更など）を行った際、電磁的方法による書面交付を承諾した約15万件の需要家に対し、契約変更前に、SMS などを使用する方法で契約の変更内容を通知しましたが、その通知内容は、契約の変更内容の説明として十分ではありませんでした。

これらに加えて、グランデータの委託先などは、電気の小売供給契約の締結の勧誘などを行った際、他の小売電気事業者の名称に酷似した文言が広告バナーに表示されるウェブサイトを用いるなど、需要家の誤解を招く情報提供などを行っており、グランデータは、委託先に対する指導・監督が十分ではありませんでした。

当委員会は、需要家に対する説明が十分でなかった点について、本年4月27日付けで、グランデータに対して業務改善指導を行いました。その上で、当委員会は、本件に関する更なる調査を行い、その結果を踏まえ、本日、電力の適正な取引の確保を図るため、グランデータに対して業務改善勧告を行いました。

2. 勧告の概要

① 今後、需要家に対する説明方法及び社内体制の改善など、必要な措置を講じること。
② 今後、契約締結後交付書面の不交付の原因となり得る事象を把握し、是正するための社内体制の改善など、必要な措置を講じること。
③ 今後、電気の小売供給に係る供給主体並びに電気料金及びその算出方法について、需要家の誤解を招くおそれのある情報提供を行わないよう、情報提供の方法及び委託先に対する指導・監督を含めた社内体制の改善など、必要な

措置を講じること。

④ 前記①から③までに基づいて講じた措置について、自社が電気の小売供給契約を締結している需要家に周知すること。

⑤ 前記①から④までに基づいて講じた措置について、令和5年7月31日までに、当委員会に対し、文書で報告すること。

3. 添付資料

業務改善勧告の詳細について

（本発表資料のお問合せ先）
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会 事務局
取引監視課長 池田
担当者：安原、山下、古田
電 話：03-3501-1552（直通）

（添付資料）

業務改善勧告の詳細について

第１　勧告の内容

１　株式会社グランデータ（以下「グランデータ」という。）は、今後、電気事業法第２条の１３第１項の規定に違反することがないよう、需要家に対する説明方法及び社内体制の改善、役員及び従業員に対する改善内容の周知徹底等、必要な措置を講じること。

２　グランデータは、今後、電気事業法第２条の１４第１項の規定に違反することがないよう、同規定に基づき交付しなければならない書面（以下「契約締結後交付書面」という。）の不交付の原因となり得る事象を把握し、是正するための社内体制の改善、役員及び従業員に対する改善内容の周知徹底等、必要な措置を講じること。

３　グランデータは、今後、電気の小売供給に係る供給主体並びに電気料金及びその算出方法について、需要家の誤解を招くおそれのある情報提供を行わないよう、情報提供の方法及び社内体制の改善（自社の電気の小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者に対する、当該情報提供の方法に係る指導・監督方法の改善を含む。）、役員及び従業員に対する改善内容の周知徹底等、必要な措置を講じること。

４　グランデータは、前記１から３までに基づいて講じた措置について、自社が電気の小売供給契約を締結している需要家に周知すること。

５　グランデータは、前記１から４までに基づいて講じた措置について、令和５年７月３１日までに、当委員会に対し、文書で報告すること。

第２　勧告の理由

１　事実関係

⑴　前提となる事実

グランデータは、電気事業法第２条の２の規定に基づき登録を受けた小売電気事業者である。

⑵　勧告の対象となる事実

ア　事案１

（ア）　グランデータは、令和４年５月１日適用の電気の小売供給契約

に係る約款変更（以下「本件約款変更①」という。）について説明を行うため、同年４月８日、自社と小売供給契約を締結し、情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）による電気事業法第２条の１３第２項の書面（以下「契約締結前交付書面」という。）の交付を承諾した２３０，５４７件の需要家に対して、携帯電話のショートメッセージサービス（以下「SMS」という。）を使用する方法により、本件約款変更①に係る供給条件の変更について通知を行った。

（イ）　本件約款変更①の内容は、電気の小売供給に係る料金の額の算出方法の変更（料金の一部である燃料費調整額の算出について、独自の調整項である「追加調整」の導入など）であった。

（ウ）　前記(ア)の通知内容は、「(株)グランデータです。平素よりお世話になっております。弊社の電力サービスをご利用のお客様へ約款の変更についてご案内がございます。下記 URL より変更内容をご確認ください。」という文言とともに、URL アドレスが記載されているのみであった。

（エ）　当該 URL アドレスにアクセスすると、グランデータのウェブサイト上のページが表示され、当該ページ上の「**【**変更内容**】**」の項目に「別表６（１）燃料費調整単価における上限価格の撤廃」及び「別表６（３）燃料費調整額の追加調整に関する事項の追加」という記載は存在するものの、その他に、当該ページ上において、本件約款変更①の内容を説明している記載は存在しなかった。また、当該ページ上には、本件約款変更①に対応する約款の新旧対照表は掲載されていなかった。

イ　事案２

（ア）　グランデータは、本件約款変更①に基づく小売供給契約の変更後、本件約款変更①の対象となる需要家に対して、契約締結後交付書面を交付しなかった。

（イ）　前記（ア）の書面不交付の対象となった需要家数は、３４０，９１２件であった。

ウ　事案３

（ア）　グランデータは、令和４年１２月１日適用の電気の小売供給契約に係る約款変更（以下「本件約款変更②」という。）について説明を行うため、同年１１月１９日から同月２０日までの間、自社と小売供給契約を締結し、電磁的方法による契約締結前交付書面の交付を承諾した１４８，３５３件の需要家に対して、SMS を使用する方法により、本件約款変更②に係る供給条件の変更について通知を行った。

（イ）　本件約款変更②の内容は、電気の小売供給に係る料金の額の算

出方法等の変更（本件約款変更①に基づき導入した「追加調整」の額の算出方法の変更など）であった。

（ウ）　前記(ア)の通知内容は、「(株)グランデータです。平素よりお世話になっております。弊社の電力サービスをご利用のお客様へ約款の変更についてご案内がございます。下記 URL より変更内容をご確認ください。」という文言とともに、URL アドレスが記載されているのみであった。

（エ）　当該 URL アドレスにアクセスすると、グランデータのウェブサイト上のページが表示され、当該ページ上には、本件約款変更②に対応する約款の新旧対照表を表示するページにアクセス可能な URL アドレスが記載されていたものの、その他に、本件約款変更②の具体的な内容を説明している記載は存在しなかった。

エ　事案４

グランデータが自社の電気の小売供給契約の締結の勧誘等を行う業務（以下「本件業務」という。）を委託している業務委託先又は当該業務委託先が本件業務を再委託している業務委託先（両者を個別に又は総称して、以下「本件業務委託先」という。）は、本件業務を行う中で、以下の行為を行った。

（ア）　本件業務委託先は、令和５年２月１０日から同年３月１５日までの間、他の小売電気事業者の名称に酷似した文言が広告バナーに表示されるウェブサイトを用いて、需要家に対する電気の小売供給契約の締結の勧誘等を行っていた。

（イ）　本件業務委託先は、令和５年２月１４日から同年３月１７日までの間、他の小売電気事業者の名称に酷似した文言が広告バナーに表示されるウェブサイトを用いて、需要家に対する電気の小売供給契約の締結の勧誘等を行っていた。

（ウ）　本件業務委託先は、平成３０年５月１日から令和５年３月３０日までの間、他の小売電気事業者の名称が広告バナーに表示されるウェブサイトを用いて、需要家に対する電気の小売供給契約の締結の勧誘等を行っていた。

オ　事案５

（ア）　グランデータは、令和４年１月頃から、自社のウェブサイト上に、電気の小売供給に係る料金の一部である燃料費調整額について、「燃料費調整額はグランデータでも他社でも同一の金額である」旨の文言を記載したページ（以下「本件ページ」という。）の掲載を開始した。

（イ）　グランデータは、令和４年５月１日適用の本件約款変更①及び同年１２月１日適用の本件約款変更②に伴い、前記(ア)の燃料費調整

額について、独自の算出方法を導入し、算出方法の変更を行った。

（ウ）　グランデータは、時期は不明であるが、ウェブサイト上から、本件ページにアクセスするためのリンクを削除した。一方、本件ページは、当該削除後から令和５年４月２１日までの間、特定のURLアドレスから直接アクセスした場合、不特定多数の者に閲覧可能な状況となっていた。

（エ）　本件ページには、令和４年１月頃から令和５年３月３１日までの間、１０，８８７件のアクセスがあった。

２　勧告の必要性

グランデータは、前記１（２）ア及び同ウのとおり、本件約款変更①及び本件約款変更②について、SMSを使用する方法により、供給条件の変更の通知を行っていたが、当該通知には供給条件の変更内容が記載されておらず、当該通知内容を閲覧したのみでは、供給条件の変更内容を理解することは困難なものとなっていた。また、当該通知には、URLアドレスが記載されており、これにアクセスすることでグランデータのウェブサイト上のページが表示されるが、当該ページ上の記載内容も、本件約款変更①及び本件約款変更②に係る供給条件の変更内容を十分に理解することができるものとなっておらず、需要家が当該変更内容を理解することは困難であった。

電気事業法上の説明義務は、需要家が、料金その他の供給条件を十分に理解した上で適切な判断を可能とするために課されているものであり、需要家の利益の保護の観点から重要な意義を有する。前記１（２）ア及び同ウのとおり、グランデータは、本件約款変更①及び本件約款変更②に係る供給条件の変更内容について、需要家の十分な理解の形成を図っていたとは評価し難く、電気事業法上の説明義務を十分に履行したものとは認められない。グランデータは、本件約款変更①については２３０，５４７件、本件約款変更②については１４８，３５３件の需要家に対して、当該説明義務を十分に履行しておらず、法令違反の程度及び規模において、前記１（２）の事案１及び事案３は、電力の適正な取引の確保を図る観点から極めて重大な事案である。

また、グランデータは、前記１（２）イのとおり、本件約款変更①に基づく小売供給契約の変更後、３４０，９１２件の需要家に対して、契約締結後交付書面を交付しておらず、電気事業法上の書面交付義務に違反していた。

さらに、前記１（２）エのとおり、本件業務委託先は、電気の小売供給に係る供給主体について、需要家の誤解を招く情報提供を行っており、これについては、グランデータの本件業務委託先に対する指導・監督が不十分であったことに起因していた。加えて、前記１（２）オのとおり、グランデータ

は、電気の小売供給に係る料金及びその算出方法について、需要家の誤解を招くおそれのある情報を閲覧可能としていた。

需要家に対する契約締結後交付書面の交付及び情報提供等の適切な実施は、需要家の利益の保護に資する重要な意義を有するものであり、前記１（２）の事案２、事案４及び事案５についても、電力の適正な取引の確保を図る観点から極めて重大な事案である。

前記１（２）の事案１、事案２、事案３、事案４及び事案５（以下これらを総称して「本事案」という。）の重大性を踏まえ、グランデータに対しては、需要家の利益の保護及び本事案の再発防止のために、電気事業法上の各義務の履行方法及び需要家に対する情報提供の方法並びにこれらの方法の適正性を確保する社内体制の改善等について、適切な措置を講じるよう強く促す必要がある。

以上のとおり、本事案については、電力の適正な取引の確保を図るため、前記第１に記載した措置を講じるよう、グランデータに対し、勧告する必要がある。

以　上

10. 特定ガス発生設備の調整器を交換しました。同じ能力の調整器ですがガス小売事業変更届は必要ですか？

回答案として以下のA・B案が考えられるが、本省及び各経済産業局等当局の判断が分かれており、また会員事業者の意見でもB案に対する不満の声があることから、全国統一版としての本書に掲載することには、いずれを掲載しても論議を呼ぶと思われる。現時点ではC案を採用すべきと考える。

(9)

＜A案＞　【共通】 交換する調整装置及び気化装置の能力が従前のものと同じ場合には、産業保安監督部に「工事計画届出書」の提出が不要です。この場合、「ガス小売事業変更届」の提出も不要です。

法改正時の確認で、「使用開始日」の欄には、能力の変更がなければ、最初の装置を設置した日が記載されていれば良いとされています。能力を変更した場合には、能力変更した装置を設置して供給を開始した日を届け出ることとなります。

調整装置及び気化装置が複数ある場合は、複数記載する必要はありません。最も新しい設備の使用開始日のみを記載してください。

電ガnetを利用することにより比較的容易に変更届が提出できますので、能力が変更された場合には、変更後遅滞なく「(様式第６）ガス小売事業変更届書」を提出してください。

＜B案＞　【共通】 ガス事業法改正前は、交換した調整器の型式・能力・寸法が従前のものと同じ場合で、産業保安監督部に「工事計画届」の提出が不要である場合には、ガス工作物変更届出書の提出は不要でした。法改正後は届出様式の変更により、同一の型式・能力・寸法でも使用開始日の変更届が必要となりました。

電ガネットを利用することにより比較的容易に変更届が提出できますので、変更後遅滞なく「(様式第６）ガス小売事業変更届書」を提出してください。

＜C案＞　今回はこのQ＆Aを掲載しない。

高効率給湯機のドレン排水ルールの変更について

2024年度
第5回業務委員会
資料№6-1

各自治体様へのお願い

　政府目標である家庭部門でのCO_2削減目標▲66%、その中でのガス・石油高効率給湯機 2030年3050万台普及は非常に高い目標です。

　これに向かっていくには、日本ガス体エネルギー普及促進協議会（通称：コラボ）・日本ガス石油機器工業会だけの力だけでは到底達成できません。

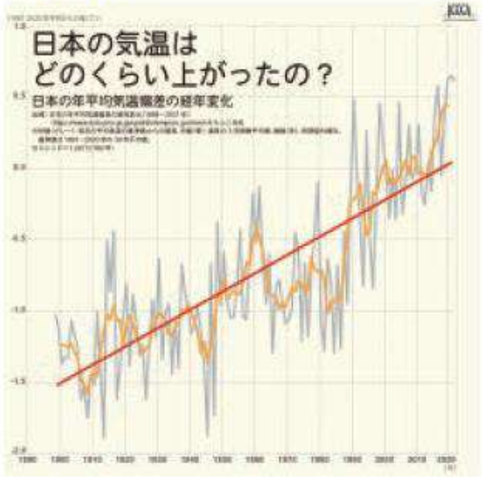
**　各自治体様へ変更におけるボトルネックをヒアリングさせて頂き、解消のために必要な情報を提供、ルール変更について意見交換させて頂きたいと存じます。**

高効率給湯機のドレン排水ルールの変更について

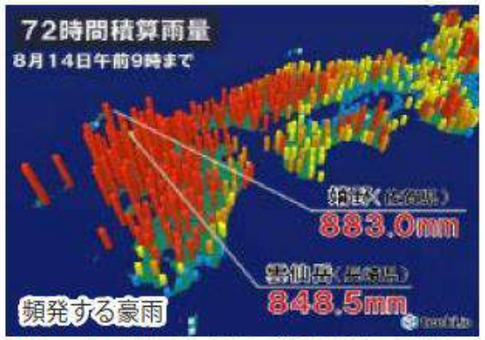
1．2050年カーボンニュートラル実現に向けて

・気候変動は、人間の活動が要因　「疑う余地がない」

＜国内では＞



出典）日本の年平均気温偏差の経年変化（1898 年～2021 年）
（https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/temp/an_jpn.html）より



出典：tenki.jp「総雨量 1000 ミリ超えも 8 月ひと月分の 3 倍の雨 川の氾濫発生 命を守る行動を」
（https://tenki.jp/forecaster/deskpart/2021/08/14/13663.html）

国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、
人間が地球の気候を温暖化させてきたことに「疑う余地がない」
とする報告書を発表

・カーボンニュートラル*の実現に向けて、
誰もが無理なく、あらゆる主体が取り組むこと、が求められています（環境省 HP より）
※カーボンニュートラル（CN）：CO_2 をはじめとする温室効果ガスの排出量と森林等による吸収量を均衡させること

・世界 120 以上の国と地域が
「2050 年カーボンニュートラル」という目標を掲げています
⇒ 日本も、2020 年 10 月に、「2050 年カーボンニュートラル」を宣言しました。

＜海外では＞



異常高温による山火事（アメリカでの山火事）



世界各地で大洪水の多発（写真はタイ）

気候変動の要因：CO2 等の温室効果ガス（GHG）の排出　**（排出量 > 森林等による吸収量）**

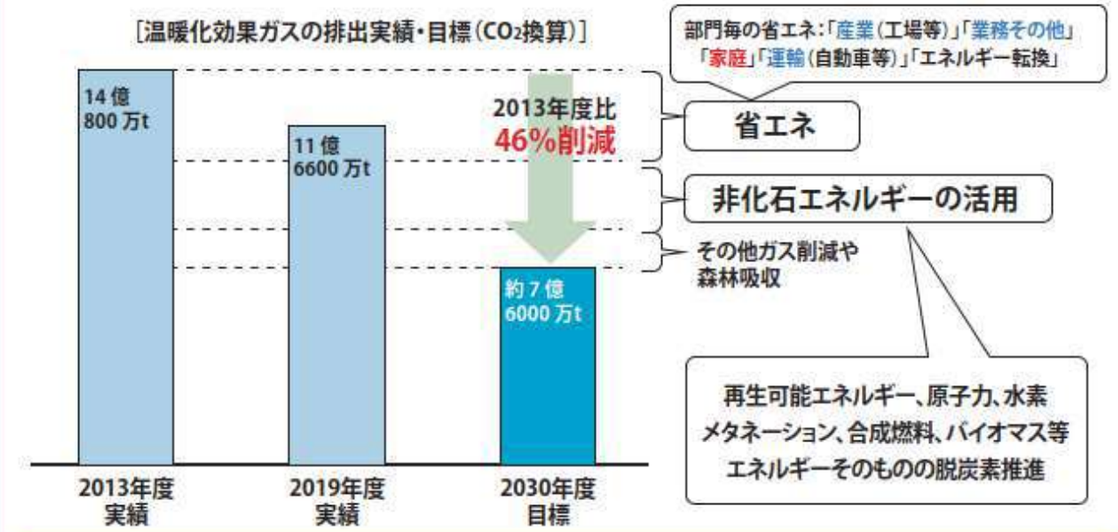
出典（一社）日本ガス石油機器工業会作成
「給湯からはじめよう！おうちのCO_2削減！」

高効率給湯機のドレン排水ルールの変更について

2．2050年カーボンニュートラル実現に向けた中間目標

・家庭での CO_2 削減目標は66%減！

●2030年度に向けてCO_2等温室効果ガス排出量を大幅に削減



省エネ と **非化石エネルギー** の活用で、2013年度比46%削減を実現

● 主な部門毎の削減目標

（単位：百万 t-CO_2）

部門	2013年度実績	2019年度実績	2030年度目標・目安	削減割合13年度比
産業	463	384	289	▲38%
業務その他	238	193	116	▲51%
家庭	**208**	**159**	**70**	**▲66%**
運輸	224	206	146	▲35%
エネルギー転換	106	89.3	56	▲47%

「家庭部門」は
66%削減 と
非常に高い目標
（2013年度比）
（2013年度の1/3）

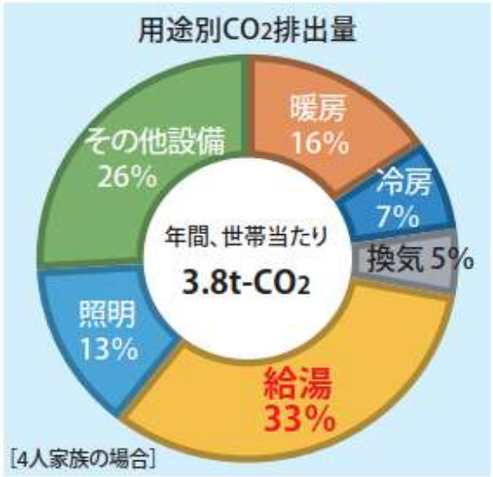
出典（一社）日本ガス石油機器工業会作成
「給湯からはじめよう！おうちのCO_2削減！」

高効率給湯機のドレン排水ルールの変更について

3．中間目標達成に向けた国の高効率給湯機普及目標

・家庭（住宅）から排出される CO_2 の1/3が「給湯」から

● 家庭部門（住宅）のCO_2排出量の内訳（世帯あたり）



※［日本ガス石油機器工業会試算値］
4人家族、6地域（東京地区など）、都市ガス用用給湯器をお使いの家庭
「住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム」（国交省他がWEB公開している住宅エネルギー算出プログラム）により算出した、上記ケースにおけるエネルギー量（一次エネルギー消費量）をベースに、都市ガスの場合のCO2排出量を試算

★家庭（住宅）から排出されるCO_2を減らすためには、給湯からの排出を減らすことが、大事!!

① 給湯（お湯）の使い方を工夫する（省エネな使い方）
② 高効率型の給湯機に取り替える

CO_2削減に貢献 高効率給湯機 3050 万台普及に取り組みます

● 日本ガス石油機器工業会は、家庭部門における CO_2 排出削減に貢献する活動を進めます
それに向けて高効率給湯機の「3050万台（2030年度）」普及促進に取り組んでいきます

＜経済産業省による高効率給湯機の普及見込（累積台数）＞

	2019年度 実績	2030年度 見込
ガス・石油 高効率給湯機	1050 万台	3050 万台
燃料電池	30 万台	300 万台
ヒートポンプ給湯機	690 万台	1590 万台

年間260 万 t の CO_2削減を実現（2013年度比）

（試算条件）平均世帯人数2.2人として試算

（出典）資源エネルギー庁_第34回省エネルギー小委員会_事務局資料②

※2024年10月末時点　1500万台超　（JGKA推計）

出典（一社）日本ガス石油機器工業会作成
「給湯からはじめよう！おうちのCO_2削減！」

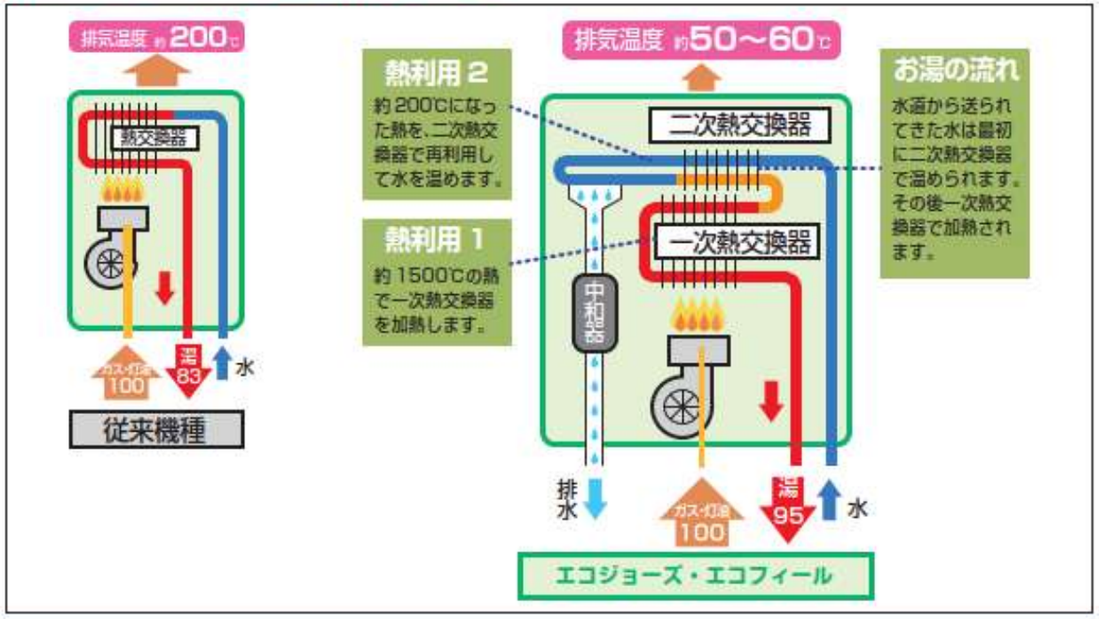
高効率給湯機のドレン排水ルールの変更について

4．ガス・石油高効率給湯機とは

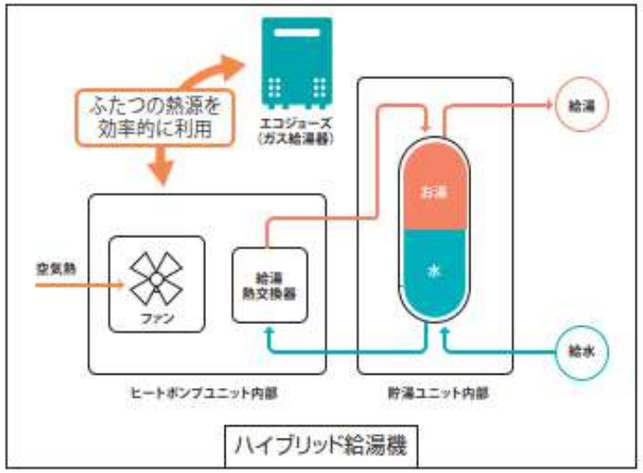
・CO_2 削減に貢献する ガス・石油 高効率給湯機

● エコジョーズ（ガス）、エコフィール（石油）

お湯を沸かすときに発生する温水機器の排熱を上手に利用することで、省エネを実現しています。
一次熱交換器を通った後の約200℃の排熱を利用し、二次熱交換器で水を温めることで、**熱効率は従来の80～83%から95%にまで大幅に向上**しました。



● ハイブリッド給湯機



電気でお湯を効率よく沸かす「**ヒートポンプユニット**」と、そのお湯を貯めておく「**貯湯ユニット**」、追い焚きや大量のお湯を使う時に作動する効率の良い「**エコジョーズ**」の3つのユニットで構成されています。

貯湯ユニットには、ヒートポンプ効率が非常に高くなる45～50℃のお湯を、一日で使い切る量だけ沸かして貯湯することで、家庭用給湯器の中で最高クラスの省エネ性能を実現します。貯湯ユニットのお湯を使い切っても、バックアップ熱源機があるので安心です。

これにより、**約120～140%相当の給湯熱効率**を実現し、**CO_2 排出量も約50%**になります。

出典（一社）日本ガス石油機器工業会作成
「給湯からはじめよう！おうちのCO_2削減！」

高効率給湯機のドレン排水ルールの変更について

5．CO2排出削減と消費者に対するガス・石油高効率給湯機の貢献



出典（一社）日本ガス石油機器工業会作成
「給湯からはじめよう！おうちのCO_2削減！」

高効率給湯機のドレン排水ルールの変更について

6．一次エネルギーにおけるガス・石油高効率給湯機の貢献

（1）エネルギー消費性能計算プログラムによる省エネ設備の一次エネルギー及びＣＯ$_2$排出量削減比較

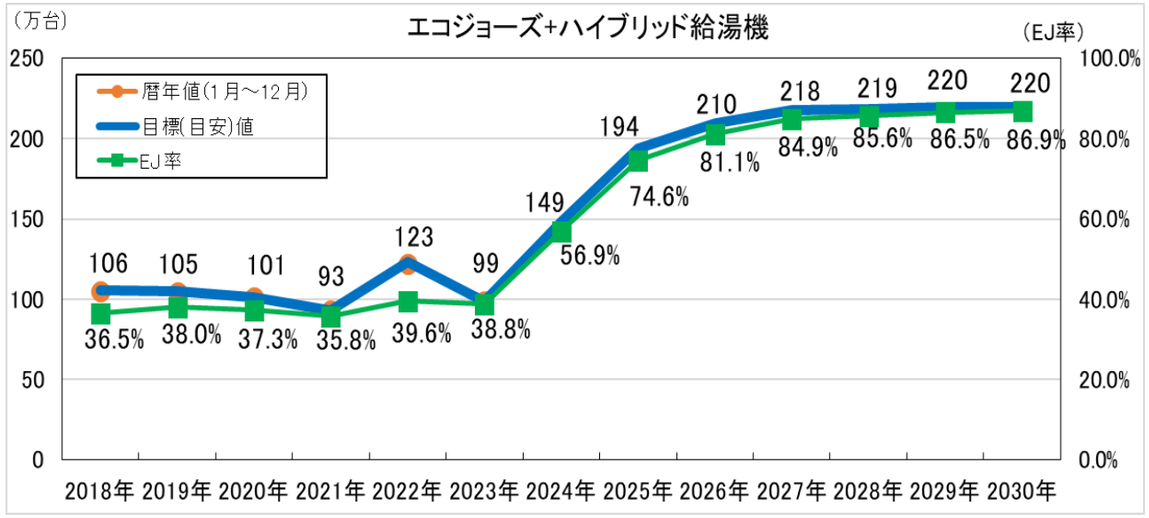
＜1設備 or １部品を交換、断熱強化した場合の効果＞

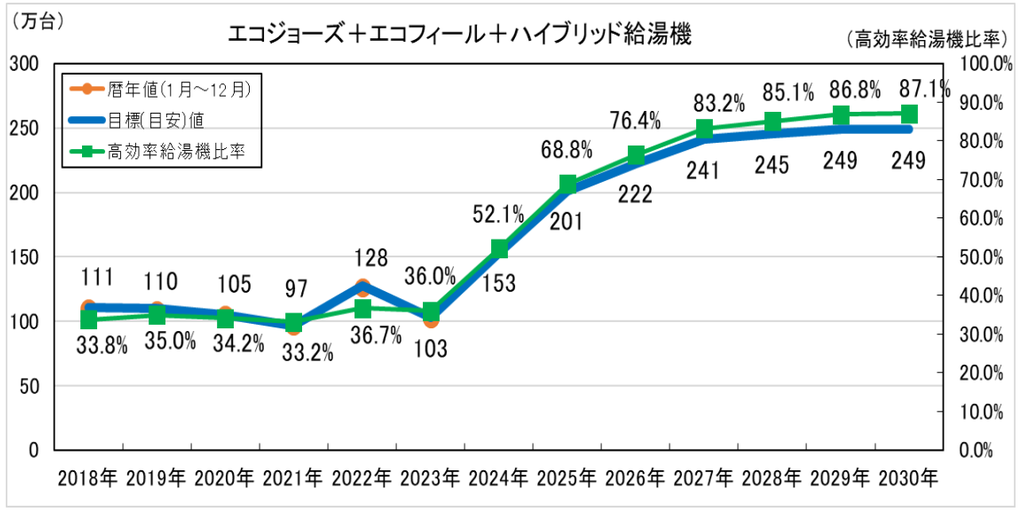
交換設備、断熱強化部品		一次エネルギー削減量（MJ）	備考
A．給湯器	①従来型給湯器→エコジョーズ	3,030	
	②従来型給湯器→ハイブリッド給湯機	10,576	
B．開口部	①1F外壁面の全ての窓断熱強化（10ヶ所）	3,211	
	②1F LDKの全ての窓断熱強化（4ヶ所）	2,113	
C．高断熱浴槽		648	
D．節湯水栓	①節湯ｼｬﾜｰ（手元止水機能付）	1,531	
	②ｷｯﾁﾝ節湯水栓（手元止水機能付）	1,148	
	③ｷｯﾁﾝ水優先ｼﾝｸﾞﾙﾚﾊﾞｰ水栓	436	

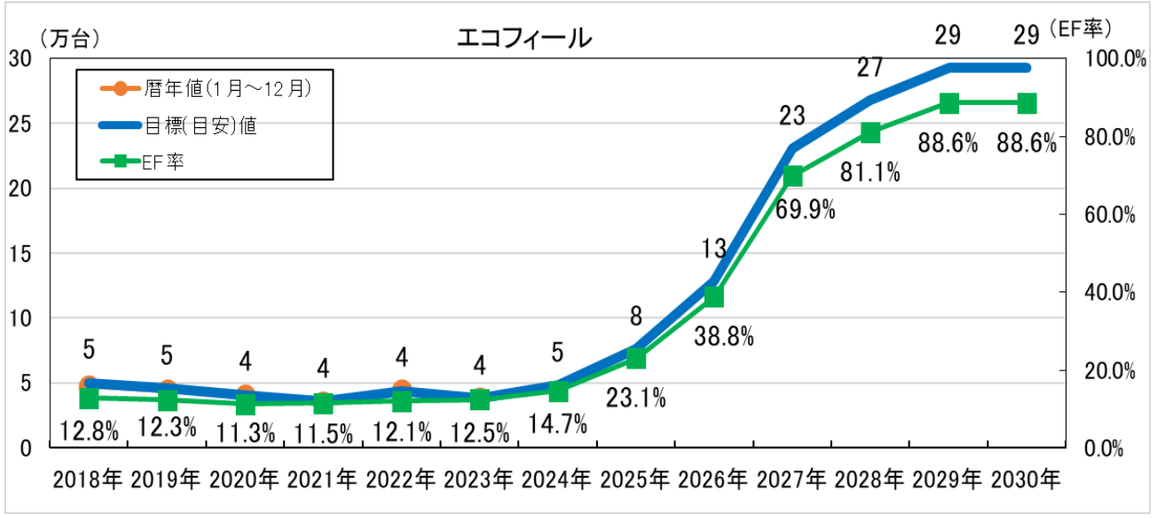
試算条件：・6地域、床面積：120.08m^2（＝4人家族）、・浴室等がある、ふろ給湯機（追焚あり）
・断熱条件；H4年度省エネ基準

高効率給湯機のドレン排水ルールの変更について

7．2030年3050万台にむけた高効率給湯機実績とシミュレーション







★2030年3050万台を実現するためには、ガス+石油高効率給湯機割合（エコ率）を
36%(2023年) ➡ 87%
までに引き上げる必要がある。

高効率給湯機のドレン排水ルールの変更について

8．2030年3050万台にむけた取り組み

◆ エコジョーズに取替えのための大きな第1歩

エコジョーズのドレン排水の雨水排水全国一律「可」

・残っている一部の自治体でも雨水排水を認めて頂くための取組み

➡ 2024年1月国土交通省下水道企画課様より課長連絡再発出
（住宅生産団体連合会様、日本ガス協会様との協働）

・不可自治体の環境/下水道部門へルール変更におけるボトルネックをヒアリングした後、解消のために必要な情報を提供、ルール変更について議論（雨水ルール自治体には必要な情報をリクエスト）

高効率給湯機のドレン排水ルールの変更について

8．2030年3050万台にむけた取り組み

■日本ガス体エネルギー普及促進協議会及び（一社）日本ガス石油機器工業会等で推進します。
■2024年1月国土交通省下水道企画課様より再度課長連絡発出（下記自治体様向け）
■エコジョーズの普及促進に向けて、ドレン排水ルール変更自治体の増加による高効率給湯器等の導入の基盤構築に注力後、消費者および賃貸住宅オーナーへの働きかけを推進

これまでの官民の取組

国交省がドレン排水の雨水処理が可能であることを全国地方自治体へ改めて通知が発出された。

ドレン排水ルール変更について業界団体が自治体下水道部門に働きかけるも難航

- 管轄部（下水道部門）に働きかけるものの、検討のインセンティブが不足

消費者との接点での普及活動により持家での高効率給湯器等の導入は進む一方、賃貸住宅での普及に課題あり

- 持家では給湯器点検時やリフォーム時、故障時に販売施工代理店やリフォーム業者等が積極的に提案、導入が進む
- 賃貸住宅では省エネ住宅設備導入のオーナーのインセンティブが無いことから普及が難航
 - 国交省主導で省エネ性能ラベル導入・普及に向けた活動が開始

デコ活における取組の方向性

ドレン排水ルール変更により高効率給湯器等を導入しやすいエリアを増加させたのち、賃貸検討ユーザーの行動変容およびオーナーへの働きかけにより、導入を促進

Step1 ドレン排水ルール変更

- 人口/世帯数TOP50自治体[1]への働きかけ
 - 汚水ルール自治体の環境/下水道部門へルール変更におけるボトルネックをヒアリングした後、解消のために必要な情報を提供、ルール変更について議論
 - 汚水ルール自治体のボトルネックに基づき、雨水ルール自治体へ必要な情報をリクエスト
- その他の自治体へは説明会等を実施し、ルール変更済み自治体の取組を横展開

Step2 高効率給湯器等の認知拡大

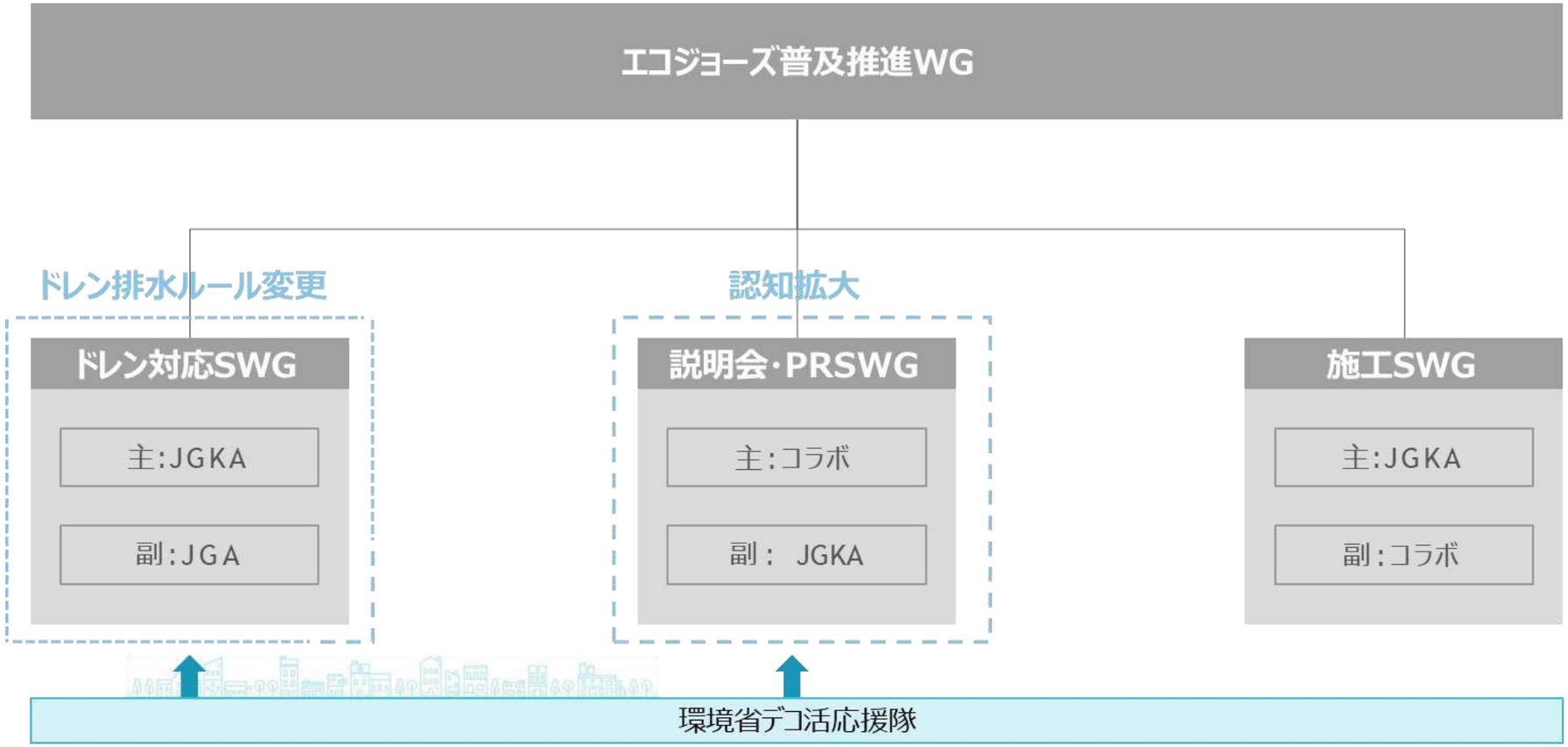
高効率給湯器等の普及促進に向け、消費者賃貸住宅オーナー双方に働きかけ

- 消費者が省エネ（光熱費削減）を家選びの軸の一つとする行動変容の促進
 - 省エネ住宅設備/省エネ性能ラベルの認知拡大 等
- オーナーへの高効率給湯器等/省エネ住宅設備の導入を促進
 - 省エネ訴求の物件への消費者の反響をアピール
 - 高効率給湯器等やその他住宅設備の省エネへの寄与度をPR
 - 補助金等の支援制度のPR

高効率給湯機のドレン排水ルールの変更について

8．2030年3050万台にむけた取り組み

■ 合同WG内のサブWGにて、ドレン排水ルール変更および認知拡大に向け取組を推進。
環境省は自治体環境部門の連絡先ご提供や、議論への同席等においてご支援



- 自治体環境部門の連絡先ご提供
- 自治体議論への同席
- 企業とのマッチング

高効率給湯機のドレン排水ルールの変更について

ご参考資料

【需要】
（2024年度）

	分　譲		賃　貸		合計
	戸建	集合	鉄賃	木賃	
新築	17万	9万	10万	19万	55万
既築	76万	30万	37万	68万	211万
合計	93万	39万	47万	87万	266万

・新築については、2025年度_建築物省エネ基準適合義務化により高効率給湯機の導入が見込まれますが、既築；約210万台の取替えにおける高効率化が重要となります。
ここで、ドレンの雨水排水化による取替工事の容易化・低コスト化が大きな効果につながります。

高効率給湯機のドレン排水ルールの変更について

最後に

　家庭部門でのCO_2削減目標▲66％、その中でのガス・石油高効率給湯機 2030年3050万台は非常に高い目標ですが、これに向かっていくには、日本ガス体エネルギー普及促進協議会(通称：コラボ)・日本ガス石油機器工業会だけの力だけでは到底達成できません。

　ここにおられる環境省様はじめ関連する自治体様、団体様、そして販売流通様との協働があってゴールに近づいていけるものと考えております。

　各自治体様へ変更におけるボトルネックをヒアリングさせて頂き、解消のために必要な情報を提供、ルール変更について意見交換させて頂きたいと存じます。

　今後ともご協力・ご支援をよろしくお願い申し上げます。

2024年度
第5回業務委員会
資料№6-2

コージェネ財団

新しいエネルギー戦略と今後の展望

新しいエネルギー戦略への期待と今後の日本の成長戦略を問う!

コージェネレーションの普及は、今、重要なステージにある。省エネに加え分散型システムとして高度なエネルギー利用を実現するサイトが着実に増加する一方で、脱炭素化に向けた潮流の中で今後の存在意義が問われている。

コージェネシンポ2025では、カーボンニュートラル社会を見据えながら優れたコージェネ導入事例を紹介する。加えて、産官学の有識者が第7次エネルギー基本計画など我が国の新しいエネルギー政策への期待と、今後日本が世界市場で勝ち・成長していくための戦略を掘り下げることで、コージェネの更なる普及の意義を考える機会としていただく。

日時 2025年2月6日[木]13:00~17:35

会場 イイノホール+Web配信（ハイブリッド開催）
（東京都千代田区内幸町2-1-1 飯野ビルディング）

【来賓挨拶】

経済産業省 資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部長　伊藤　禎則 氏

【コージェネ大賞理事長賞講演】

民生用部門／産業用部門／技術開発部門

【鼎談】カーボンニュートラルの実現と新しい街づくり

清水建設株式会社 代表取締役会長　宮本　洋一 氏

千葉大学大学院工学研究院 教授　村木　美貴 氏

コージェネ財団 理事長　柏木　孝夫

【懇親会】

プログラム

13:00~13:40
コージェネ大賞表彰式

13:50~14:05
開会挨拶
コージェネ財団 理事長　柏木 孝夫

14:05~14:20
来賓挨拶
経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部長　伊藤 禎則 氏

14:20~14:40
海外調査報告
コージェネ財団

15:00~15:50
コージェネ大賞理事長賞講演
（民生用部門　産業用部門　技術開発部門）

16:00~17:25
鼎談　カーボンニュートラルの実現と新しい街づくり
清水建設株式会社 代表取締役会長　宮本 洋一 氏
千葉大学大学院工学研究院 教授　村木 美貴 氏
コージェネ財団 理事長　柏木 孝夫

17:25~17:35
閉会挨拶
コージェネ財団 専務理事　坂倉 淳

〈会員限定プログラム〉
※コージェネ財団会員以外はご参加できません。

17:50~19:00
懇親会

日時・会場
2025年2月6日（木） 13:00～17:40（受付開始 12:30）
イイノホール+Web配信（ハイブリッド開催）

定員
会場：300名（会員のみ）　Web配信：1,000名
※ともに先着順

参加費
無料
※懇親会にご参加の方のみ1人あたり5,500円（税込）を徴収させていただきます。（懇親会は会員のみ）

申込方法
ホームページ/イベント欄からのお申し込みとなります。
https://www.ace.or.jp
申込手続きが完了すると登録されたメールアドレスにメールが送信されます。

申込締切
2025年1月30日（木）
※但し、定員になり次第締め切らせていただきます。

懇親会
懇親会参加費は送付された払込票によりお支払いください。
※お振込みされた参加費はお取消された場合でも全額申し受けますのでご了承ください。

会場のご案内
イイノホール＆カンファレンスセンター
〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-1-1 飯野ビルディング
https://www.iino.co.jp/hall/



後援：（予定）経済産業省資源エネルギー庁、環境省、国土交通省、総務省、電気事業連合会、一般社団法人 日本ガス協会、石油連盟、一般財団法人 住宅・建築SDGs 推進センター、一般財団法人 省エネルギーセンター、一般財団法人 エネルギー総合工学研究所、一般財団法人 新エネルギー財団、日本LPガス団体協議会、一般社団法人 日本内燃力発電設備協会、一般社団法人 燃料電池普及促進協会、一般社団法人 都市環境エネルギー協会、一般社団法人 日本医療福祉設備協会

協賛：（予定）一般社団法人 日本エネルギー学会、一般社団法人 エネルギー・資源学会、一般社団法人 電気学会、一般社団法人 日本建築学会、公益社団法人 空気調和・衛生工学会、一般社団法人 電気設備学会、一般社団法人 日本機械学会、公益社団法人 日本ガスタービン学会、一般社団法人 日本熱供給事業協会

お問い合わせ先
コージェネ財団
一般財団法人 コージェネレーション・エネルギー高度利用センター　イベント事務局
TEL:03-3500-1612 FAX:03-3500-1613 E-mail:event@ace.or.jp

コージェネ財団技術セミナー 2025

未来につながるコージェネ！

コージェネの新たな価値を考える

2025.2.28 金 13:00～17:00（受付12:30～）

対象/定員 会員限定 /50名　会 場 東京虎ノ門グローバルスクエア コンファレンス　参加費 無 料






建築環境、ウェルネスオフィスの分野で著名な千葉大学林先生と
優れた先進的なコージェネ技術で表彰されたコージェネ大賞受賞者による特別セミナー



清水建設株式会社
設計本部 設備設計部2部
副部長
天田 靖佳 様



国立大学法人千葉大学
大学院 工学研究院 創成工学専攻
建築学コース 准教授
林 立也 様



大阪ガス株式会社
エナジーソリューション事業部
計画部 電力サービス
開発チーム リーダー
辻 長知 様

主催 コージェネ財団

一般財団法人コージェネレーション・エネルギー高度利用センター（通称財団名：コージェネ財団）
https://www.ace.or.jp

未来につながるコージェネ！コージェネの新たな価値を考える



コージェネは、カーボンニュートラル社会に向かうトランジション期においても、省エネ、CO_2削減、再エネの調整電源、災害時のレジリエンス、地域活性化、燃料の脱炭素化といった役割が期待されています。こうした中、私たちコージェネ財団は、コージェネをさらなる未来へとつなげるため、コージェネの新たな価値を考える機会を提供したいという思いから、本セミナーを企画しました。

本セミナーでは、「未来につながるコージェネ！ コージェネの新たな価値を考える」と題し、働く皆様の健康・快適性、知的生産性向上、安全・安心につながる新しい概念であるウェルネスオフィス と コージェネ大賞受賞という優れた先進のコージェネ関連技術・実例をご紹介いたします。さらに、コージェネの新たな価値の可能性について、講演者同士による意見交換を行います。

本セミナーを通じて、ご参加いただいたすべての部門の皆様が、先進的なコージェネ関連技術への理解を深め、未来へつながるコージェネの新たな価値を考えるきっかけとなることを目指しています。また、新たなビジネス展開の一助や今後の具体的なアクションへのつながりとなれば幸いです。

タイムスケジュール

12:30~13:00	受付
13:00~13:05	開会挨拶（財団）
13:05~13:15	財団からのご案内
13:15~14:15	基調講演 林 立也 様
14:25~15:10	先進技術紹介その1 天田 靖佳 様
15:15~16:00	先進技術紹介その2 辻 長知 様
16:05~16:35	特別対談
16:35~16:40	閉会挨拶

講演内容



基調講演

林 立也 様 国立大学法人千葉大学 大学院 工学研究院 創成工学専攻 建築学コース 准教授

『ウェルネスオフィスの便益と経済的価値』



先進技術紹介その1（コージェネ大賞 2023 民生用部門理事長賞）

天田 靖佳 様 清水建設株式会社 設計本部 設備設計部2部 副部長

『次世代を先取りする「CO_2フリー水素エネルギー利用システム」をオフィスで実運用 ～清水建設北陸支店新社屋への導入事例～』



先進技術紹介その2（コージェネ大賞 2023 技術開発部門特別賞）

辻 長知 様 大阪ガス株式会社 エナジーソリューション事業部 計画部 電力サービス開発チーム リーダー

『遠隔AI制御を用いたエネルギーマネジメントシステム「Energy Brain」』



特別対談

林先生と清水建設天田様、大阪ガス辻様による特別対談

『未来へとつながるコージェネの新たな価値について考える』

【会場】東京虎ノ門グローバルスクエア コンファレンス

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-3-1 東京虎ノ門グローバルスクエア 4階
https://www.tgsc.tokyo/

- 東京メトロ銀座線　虎ノ門駅　直結・12番出口より徒歩1分
- 東京メトロ丸ノ内線 日比谷線 千代田線　霞ヶ関駅　A12出口より徒歩4分
- 都営地下鉄三田線　内幸町駅　A3出口より徒歩6分
- 東京メトロ日比谷線　虎ノ門ヒルズ駅　地下通路直結 徒歩6分



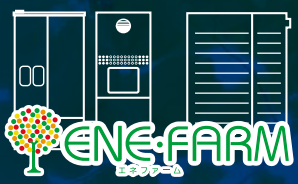
【対象/定員】会員限定 / 50名
【参 加 費】無料
【お申込み締切】2025年 2月 21日
※定員になり次第締め切りとなります。

お申し込みフォーム https://www.ace.or.jp

【お問合せ先】コージェネ財団
一般財団法人
コージェネレーション・エネルギー高度利用センター　技術部
TEL：03-3500-1612　FAX：03-3500-1613
E-mail：event3@ace.or.jp

一般社団法人全国LPガス協会／日本LPガス協会　共同主催

エネファーム トップセミナーのご案内





「脱炭素時代を生き残る経営者のためのエネファームトップセミナー」を開催いたします。
エネルギー業界の動向に詳しい講師3名を迎え、
講演とパネルディスカッションを通じて、脱炭素化に向けた
持続可能なエネルギーソリューションについての理解を深めていただきます。

脱炭素時代を生き残る経営者のための エネファームトップセミナー

日　時

2025年
2/21(金)13:00~17:00

対面
先着100名
定員に達し次第締め切り

2025年
2/28(金)13:00~3/14(金)18:00

アーカイブ配信
動画でご視聴

会　場（対面）
東京都港区新橋1-18-6
共栄火災本社ビル 8階 大会議室

参加費
対面、アーカイブどちらも
5,500円(税込)

内　容
講演と
パネルディスカッション

挨　拶
資源エネルギー庁 水素・アンモニア課課長補佐　**乾 俊輔** 様
コージェネ財団燃料電池室長　**追田 進司** 様

講　師ご紹介

エネルギー事業
コンサルタント
中小企業診断士
角田 憲司 様



大阪ガス
マーケティング
株式会社
法人営業本部チーフ
廣田 剛 様



DWK株式会社
代表取締役
山﨑 太一 様



パネラー
株式会社アイシン　E-VC 営業部 主査　**鬼頭 明裕** 様
パナソニック株式会社　エレクトリックワークス社 部長　**扇原 弘嗣** 様

後　援
日本LPガス団体協議会／一般財団法人コージェネレーション・エネルギー高度利用センター
一般社団法人日本ガス協会／一般社団法人日本コミュニティーガス協会

お申込み先
QRコード／URLより
お申込みください

一般社団法人全国LPガス協会（保安・業務グループ）
［お問合せ先］TEL 03-3593-3500　https://www.japanlpg.or.jp/

◎会場ご参加は先着100名に達し次第締切　◎アーカイブご参加は2025年2月14日(金)申込締切
お支払い方法やアーカイブ配信のご視聴方法など、詳しいご案内はお申込み後にお送りするメールにてご確認ください。